鈴鹿川流域治水協議会

設立趣旨(案)

平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等においては、これまでにない記録的な豪雨により、全国各地で甚大な水災害が発生した。

気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、これまでの河川、下水道などの管理者が主体になって行う治水対策に加えて、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域のあらゆる関係者により流域全体で行う治水、「流域治水」へ転換し、①氾濫を防ぐための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を多層的に進めることが、国土強靱化年次計画2020等に位置付けられたところ。

鈴鹿川においても、地域のさらなる安全・安心の確保を図るべく、早急に実施すべき具体的な治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」としてとりまとめ、ハード・ソフト一体となった事前防災対策をあらゆる関係者により連携して計画的に推進することを目的として「鈴鹿川流域治水協議会」を設置するものである。